

8. 宿泊税

宿泊税は、市内の宿泊施設の宿泊客に課税される税金で、観光・MICE振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

宿泊税を納める方(納税義務者)

旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者

税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊当たり右記のとおりです。

| 税率 | | 内訳(参考) | |
|-------|------|--------|------|
| 宿泊料金 | 税率 | 市の税率 | 県の税率 |
| 2万円未満 | 200円 | 150円 | 50円 |
| 2万円以上 | 500円 | 450円 | 50円 |

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

※宿泊施設により、宿泊税の支払い方法は異なりますので、各施設にご確認ください。

※福岡市・福岡県の税額を併せてお支払ください。

納税の方法

宿泊施設の経営者が宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、翌月末までに福岡市へ申告し、納めることになっています。

※福岡市・福岡県の税額を併せて徴収し、市へ納入していただきます。

申告先

〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)

財政局資産課税課* TEL:292-2496

※令和5年10月から法人税務課に変更になります。

令和5年度当初予算における宿泊税の使いみち

宿泊税については、その使途を「福岡市観光振興条例」で定めており、令和5年度においては、以下の(1)～(4)の取組みの財源として全額を活用します。

令和5年度宿泊税収入額(見込)

約18.5億円

宿泊税充当事業費

全額活用

(1)～(4)の計

約31.1億円

(1)九州のゲートウェイ都市機能強化

- 修学旅行等による都市圏周遊の推進
- リモート観光案内など観光案内機能の強化事業 など

約9.9億円

(2)MICE都市としてのプレゼンス向上

- ポストコロナMICE誘致強化事業
- 世界水泳会場・福岡空港にて装飾等を行うおもてなし事業 など

約3.5億円

(3)地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

- 海辺を活かした観光振興に向けた道づくり ○生の松原元寇防塁集客促進事業
- 宿泊事業者受入環境充実の支援 ○屋台プロモーション強化事業 など

約16.6億円

(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費

約1.1億円